（美容師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

（旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令（以下この条において「新旅館業法施行令」という。）第一条第一項第十一号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2　第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第二項第十号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3　第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第三項第七号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

4　第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第四項第五号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（薬事法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行令（以下この条において「旧薬事法施行令」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第八条の規定の施行の際現に旧薬事法施行令の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法施行令（以下この条において「新薬事法施行令」という。）の適用については、新薬事法施行令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　第八条の規定の施行前に旧薬事法施行令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法施行令の相当規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行令の規定を適用する。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

条約

二千六年の国際熱帯木材協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第十八号

二千六年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締約国は、

(a)　新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ並びに国際連合貿易開発会議（第十一回会期）が採択したサンパウロ精神及びサンパウロ合意を想起し、

(b)　千九百八十三年の国際熱帯木材協定及び千九百九十四年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果（熱帯木材の国際貿易を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を含む。）を認め、

(c)　さらに、二千二年九月に持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画、二千年十月に設立された国際連合森林フォーラム及びこれに関連する森林に関する協調パートナーシップ（国際熱帯木材機関が構成員であるもの）の設立、千九百九十二年六月に国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明並びにアジェンダ二十一の関連する章並びに気候変動に関する国際連合枠組条約、生物の多様性に関する国際連合条約及び砂漠化の防止のための国際連合条約を想起し、

(d)　諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有すること並びにすべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則1(a)に定めるところにより、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、

(e)　木材生産国の経済に対する木材及び関連する貿易の重要性を認め、

(f)　持続可能な森林経営との関連において森林がもたらす地域的、国家的及び地球的な規模における多面的な経済上、環境上及び社会上の便益（木材、非木材林産物、環境サービス等）の重要性並びに持続可能な開発、貧困の軽減及び開発に関する国際的な目標（ミレニアム宣言にうたわれている目標を含む。）の達成に対する持続可能な森林経営の貢献を認め、

(g)　さらに、すべての加盟国が自国の森林の持続可能な経営に向けての進捗状況を評価し、監視し、及び促進する重要な手段として、持続可能な森林経営のための比較可能な基準及び指標を促進し、及び適用する必要性を認め、

(h)　熱帯木材貿易、国際木材市場及び一層広範な世界経済の間の相互関係並びに国際木材貿易の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、